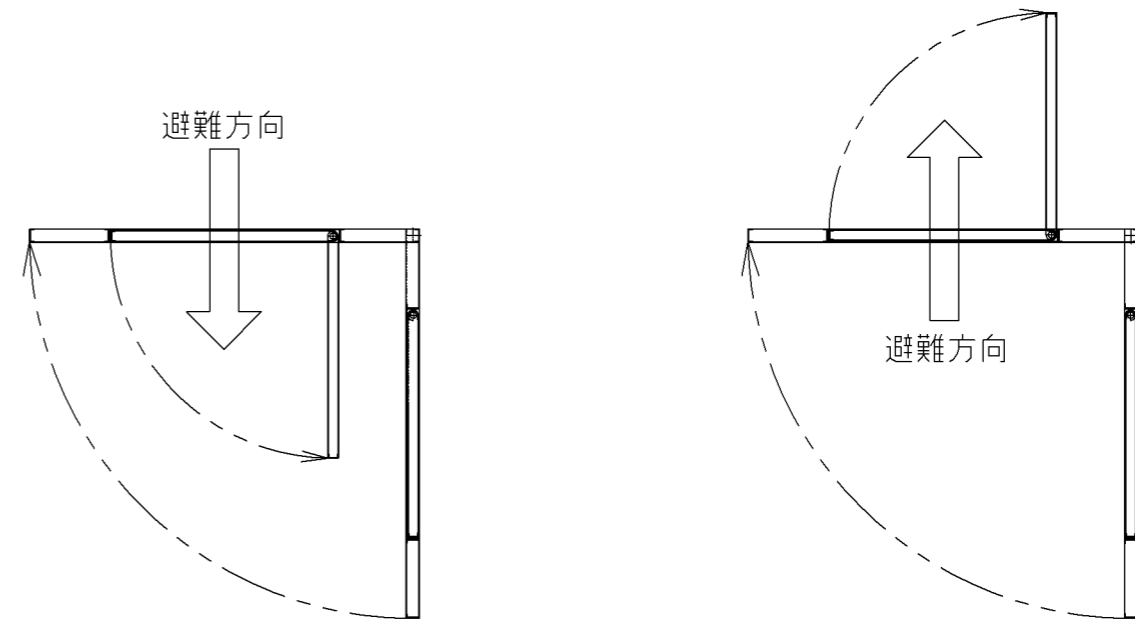


建設省告示第2563号 第1の一のロ
 (3㎡を越えるその他の防火戸について)

居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該戸に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である防火戸とすること。



※必ず潜り戸は避難方向へ押し開くように設計すること。